

千葉市公告第189号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年3月16日

千葉市長職務代理者  
千葉市副市長 鈴木達也

- 1 指定年月日及び番号 令和3年3月16日 第R2-15号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 唐鎌 功大
- 4 道路の敷地となる 中央区川戸町637番2の一部  
土地の地名地番
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
5.50m	19.40m	2.00m×2.00m	U-0.25m	-